

公益社団法人日本語教育学会学会連携委員会設置運営規程

制定 2015（平成 27）年 6 月 21 日
2015（平成 27）年度第 3 回理事会
一部改定 2016（平成 28）年 3 月 13 日
2015（平成 27）年度第 5 回理事会
2016（平成 28）年 12 月 11 日
2016（平成 28）年度第 2 回理事会
2017（平成 29）年 3 月 19 日
2016（平成 28）年度第 3 回理事会

（目的）

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「学会」という。）の定款第 40 条の規程に基づき、学会連携委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第 2 条 学会は、委員会設置運営規程に基づき、常置委員会として学会連携委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌業務）

第 3 条 委員会は、次の業務を所掌する。

- (1) 諸学会・研究会の連携を進める会議への参画又は協力
- (2) 諸学会・研究会との協力による学術水準の向上及び社会貢献に関する活動
- (3) 諸学会・研究会との協力による成果の普及及び施策の提言等の活動
- (4) その他、諸学会・研究会の連携による学術情報の交流、催し等に関する活動

（構成）

第 4 条 委員会は、会長を含む 11 名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、理事会が学会の会員の中から選出し、会長が委嘱する。
- 3 委員の改選に際し、理事会に推薦する委員候補者名簿は、委員会において作成する。

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、原則として連続 2 期までとする。

- 2 補欠又は補充の委員の任期は、前任者又は同期の委員の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、会長がこれに当たる。副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

第7条 委員会の招集は、委員長が行う。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。ただし、議題に対する書面表決書を提出した者は出席とみなす。

(部会の設置等)

第8条 委員会に、所属する学会および研究会連合体ごとに部会を置く。

- 2 各部会は、当該部会担当委員をもって構成し、部会長は委員長が指名する。副委員長が部会長を兼任することがある。
- 3 部会長は、部会の活動について、適宜委員長に報告する。
- 4 部会長は、重要案件・対外的折衝以外の日常の会務を代行する。
- 5 新たに連携が生じた場合は新たに部会を置く。

(協議及び報告)

第9条 委員長は、所掌業務において常任理事会又は理事会に関わる事項が生じたときは、議案を速やかに提出して協議し、議決を得なければならない。

- 2 委員長は、委員会の業務の進捗状況を適宜理事会又は常任理事会に報告するものとする。

(費用及び報酬)

第10条 委員には、原則として業務に関わる交通費を支払う。なお、必要に応じて、別途旅費規程に定める旅費の一部を支払う場合もある。ただし、学会が主催又は共催する事業の開催時に関わる交通費については、この限りでない。

- 2 委員には、別段の定めがある場合を除き、会議出席謝金等の報酬を支払わない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、学会事務局において行う。

- 2 部会に関する庶務は、当該部会において行う。部会は、部会の議事等を適宜学会事務局に報告する。

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て、会長が定める。

附 則

1. この規程は、2015 年 6 月 21 日から施行し、2013 年 7 月 1 日から適用する。
2. この規程を適用する最初の委員の任期は、2013 年 7 月 1 日から 2015 年 6 月 30 日までとする。

附 則（2016 年 3 月 13 日第 3 条、第 6 条、第 8 条改定）

この規程の改定は、2016 年 3 月 13 日から施行する。

附 則（2016 年 12 月 11 日第 4 条改定）

この規程の改定は、2016 年 12 月 11 日から施行する。

附 則（2017 年 3 月 19 日第 10 条改定）

この規程の改定は、2017 年 3 月 19 日から施行し、2017 年 7 月 1 日から適用する。

《注》 2015（平成 27）年 6 月現在、次の二つの部会が置かれている。

- (1) 多文化系学会連携協議会部会：多文化系学会連携協議会との協力活動に関する業務を担当する。
- (2) 言語系学会連合部会：言語系学会連合との協力活動に関する業務を担当する。